

別表 1		
装置名	助成額・助成数	備 考
自動点呼機器 ※国土交通省認定の自動点呼機器	・1社1台 上限50,000円とする。	・全ト協の助成事業と併用可。 ※全ト協の申請書も併せて提出すること。 (添付書類は、埼ト協、全ト協同様です。) ・飲酒運転防止装置助成金と重複不可

* 注……国や自治体からの補助金を受けていないものとする。

別表 2				
導入方法	申請方法	申請様式	申請書提出期限日【助成金支払先】	請求書・実績報告提出期限
購 入 及 び リ ー ス	導入後申請	様式1	様式1 を令和8年1月16日までに	
	導入前申請 ※注1	様式2 様式3	様式2 を令和8年1月16日までに	様式3 を令和7年3月4日 までに提出

上記期間内であっても、予算に達した場合は受付を終了いたします。

- 注 1 「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、申請できません。
※全ト協分は申請できます。
- 注 2 導入前申請について、令和8年2月末日までに契約もしくは利用開始し、令和8年3月4日までに実績報告書を提出すること。
- 注 3 リース導入申請については会員又はリース会社に助成金を支払うこととなるため、双方で確認のうえ申請願います。
- 注 4 助成金の対象となる金額には、送料、消費税等は含まれません。
- 注 5 国や自治体からの補助金を受けた(受ける予定の)機器においては、トラック協会への申請ができません。